

平成27年度第5回流山市行政区域制度審議会会議録

1 日 時 平成27年7月28日（火）午後2時～午後2時25分

2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室

3 出席委員

山崎委員（会長）	大貫委員（職務代理者）
木村委員	大河原委員
宇佐見委員	中山委員
國井委員	清水委員
浅賀委員	石田委員
畠山委員	鈴木委員
上野委員	

4 欠席委員 星野委員、福山委員、森屋委員、小糸委員

5 出席職員 水代総務部長、逸見総務部次長兼総務課長
（事務局） 豊島総務課長補佐、大竹主事、村山主事
秋元西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所次長
須郷コミュニティ課長、斉藤コミュニティ課長補佐

6 議 題

- (1) 西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正に係る答申（案）について
- (2) その他

7 傍聴者 なし

《山崎会長》

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

では、ただいまから、第5回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

はじめに、本日の会議の成立について申し上げます。流山市附属機関に関する条例第5条の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日の会議は、委員17名中13名の出席、4名（星野委員、福山委員、森屋委員、小糸委員）の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、会議次第にしたがって、会議を進行してまいりたいと思います。まず、次第書2番「議題」の「(1)西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正に係る答申（案）について」に入ります。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

《逸見総務部次長》

審議会事務局の総務部次長逸見でございます。

改めて本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、まず初めに、本日の会議資料を確認いたします。

なお、会議資料については、開催通知郵送時に同封させていただいております。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、確認いたします。

資料1として「西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及

び名称の変更の修正案について（答申）（案）」、
資料 2 として「西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区字名変更 修正案」、
資料 3 として「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案についての意見書」
の計 3 種類になります。よろしいでしょうか。

なお、資料 2 につきましては、補足がございますので、総務課課長補佐の豊島から説明いたします。

《豊島補佐》

総務課の豊島です。よろしく申し上げます。

資料 2 「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区字名変更修正案」につきまして、今回答申案で使用するということで図面を精査し、道路部分について二か所修正いたしました。

1 箇所目が、西平井一丁目と西平井三丁目の字界線のところで、道路の隅切りに合わせました。

2 箇所目が、西平井二丁目と思井一丁目の字界線のところですが、道路附帯地で、現況が思井であることから修正させていただきました。

いずれも、現況道路であり、市が管理するもので特に問題はございません。以上で補足説明を終わります。

《逸見総務部次長》

資料の確認は、以上となります。

それでは、答申案の内容につきましてご説明いたします。

今回、こちらの答申案につきましては、会長及び職務代理者のご相談しながら、前回の会議内容や皆さまから頂戴した意見書を元に作成いたしました。

主な内容としましては、「1 はじめに」の章で、答申を作成するに至った経緯をまとめております。

次に、「2 審議会の開催状況」の章では、審議の経過を簡潔にまとめ

ております。

最後に、「3 答申」の章で、具体的に、今回の答申に対する皆さまの意見を反映した内容となっております。

それでは、答申（案）を一読させていただきます。

< 答申（案）を読み上げる >

また、答申案を作成するにあたって、委員の皆さまから頂戴した意見書の内容について、報告いたします。
併せて資料3をご覧ください。

まず、(1) 変更案の鰯ヶ崎一丁目・鰯ヶ崎二丁目の一部を「思井一丁目」とすることについてです。

「思井一丁目の字の区域について」では、
全体で「同意する」が12名、「同意しない」が5名となりました。

意見としましては、
同意すると答えた方からは、
「ほぼ現在の字区域であり、修正案に同意します。」などの回答がありました。

また、同意しないと答えた方からは、
「地域住民の方々の一部緑地を境とする区域分けも有りますが、一目で分かり易い道路を境にした、区域分けに見直しすべきだと思います。」などの回答がありました。

次に、「思井一丁目の字の名称について」では、
全体で「同意する」が15名、「同意しない」が2名となりました。

意見としましては、
同意すると答えた方からは、
「地域の歴史・そこに住んでいる住民の慣れ親しんできた名称を残した

いと思う気持ちを尊重したい。」などの回答がありました。

また、同意しないと答えた方からは、「思井二丁目がなく、思井があるのは混乱を招いてしまう。」などの回答がありました。

次に、(2) 変更案の鰯ヶ崎一丁目の一部を「宮園1丁目」とすることについてです。

このことについては、字の区域及び名称ともに、全体で「同意する」が17名、「同意しない」が0名で、全員が同意するとなりました。

意見としましては、字の区域について、「土地の一体利用が図れることから修正案に同意します。」との回答がございました。

以上が、意見書の内容です。

よろしく願いいたします。

《山崎会長》

答申案についての説明が終了しました。

それでは、答申案の審議に移りたいと思います。

こちら、先日皆さんからご意見をいただくために文章でご依頼した意見書を集計したところ、このような結果となりました。

前日も皆様からご意見をいただきましたが、前回ご意見のなかった方々、いかがでしょうか。本日意見等ありましたら、お聞きしたいと思います。思井の方いかがでしょうか。

《中山委員》

同意いたします。

《山崎会長》

そちらについての意見等はございますか。内容等についてなど。

《大貫委員》

答申（案）にありますとおり、昔から思井という名称で慣れ親しんできたものであり、その部分を入れていただいた案を作っていただきましたことから、この案に同意したいと思います。

《山崎会長》

他にございますか。

同意しないという意見も出していただきましたが、特に思井地区の方々の意見がそういうことですので、同意しないという他の地域の方々の意見もお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

《石田委員》

2月の審議会の際に、思井の方から地権者の方が思井を残してほしいという意見を聞いたのですが、その時「えっ」とは思ったのですが、そこに意見を言うことはできませんでした。そして、この間の6月30日の会議の10日前くらいに資料が来て、初めて見て「あっ」と思い、この前の審議会でお話しました。

また、鱈ヶ崎一丁目・二丁目の区域内は現在100軒くらいあると思います。アパートなど5軒くらいあり、世帯数としては百何十世帯とある訳です。では、思井一丁目に何軒あるのか、私は5軒くらいしかないのではないかと思います。20～30軒あって、その土地の地権者が是非思井を残してほしいということであれば、話はわかるのですが、あまりにもちょっとあれなので。それで、この前も少しお話しました。

答申は、このままに決まるのではないかなとは思いますが、一応意見として言わせていただきました。

《山崎会長》

そうですか。

答申の3番目、最後の方にあるように、含みのある形での答申なので、その辺りを運動公園地区周辺の区画整理事業に伴う再編成があらうかと

と思いますが、その辺を踏まえた時の含みを入れておくということで、今回はご容赦願えればいいかなと思います。

また、今5軒くらいと言われましたが、こちらも造成されて今後…

《石田委員》

今後は増えると思います。

《山崎会長》

そうですね。

《石田委員》

もちろん、この鰯ヶ崎一丁目、二丁目も必ず増えると思います。

《山崎会長》

そうですね。

《石田委員》

両方とも増えると考えています。現在の時点で少し…、先ほども言ったように、ということです。

《山崎会長》

ありがとうございました。

他にございますか。

《大河原委員》

私は、同意しないで意見書を提出しましたが、思井という名前は残してもよいと考えていますが、一丁目をつけると、今後はどうなるのでしょうか。思井は地区が広いですね。除外地と言いますか、今回の区画整理事業範囲外の地区もあります。その部分のお話がどうなるのかと思いました。

《山崎会長》

先ほども申し上げましたように、運動公園周辺地区の区画整理事業の

際に、変わるかも知れないということです。

《大河原委員》

そうですね。変わるかもしれないのですよね。

《山崎会長》

その辺りが含まれているというとらえ方でよいと思います。ご意見としてお聞きしておくということで、承りたいと思います。

《大河原委員》

普通一丁目は、駅の方からというように聞いていますし。

《山崎会長》

そのようなこともありうるということです。

《大河原委員》

そういうこともある、ということなのですか。ここに一丁目をつけてしまうと、思井の方々が、二丁目、三丁目、となった時に。

《山崎会長》

駅に近いところから、時計周りということとお聞きしていますからね。

《大河原委員》

ここに一丁目をつけてしまってもよいものなのかと思ったものですから。思井は地元の方が残してほしいということであれば、残してよいと思います。

《山崎会長》

一丁目を入れるかどうか、ということですね。

《大河原委員》

今までどおりの名称にしておいて、その時になったら、一緒に変えた方がよいのではないかと思います。

《山崎会長》

そのことについて、いかがでしょうか。

《豊島補佐》

事務局からご説明します。前回の会議でも少しお話ししましたが、基本的に、思井で残すと、運動公園周辺地区の今現在思井で使っている地番の次の地番から使用する形になります。

そうしますと、区画整理を行って、本来であれば1番から整理された形で並んでいくのが、通常なのですが、思井で残しますと、先ほど言ったように、次の番号から使用していくことになります。せっかく区画整理を行ったにも関わらず番号が新しく1番から振れなくなってしまいます。

逆に、大字を変えることによって、今回は思井一丁目ですけれども、運動公園周辺地区の行政区域制度審議会が立ち上がった段階で、こちらを含めた形で振り直しの可能性もございますし、あるいは、また別の大字名にする可能性もございますから、この辺はその中で、調整したいと考えております。

《山崎会長》

そのような含み部分が大きいですが、そのような形でご了解をお願いしたいということです。

他に、ご意見がなければ、質疑応答を終了します。

<意見を言うものなし>

《山崎会長》

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして答申案の審議を終了したいと思います。この答申案を、西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正における審議会の答申としてよろしいでしょうか。

<異議なし>

《山崎会長》

ありがとうございます。

皆様のご協力により答申がまとまりましたので、「議題（２）その他」に移ります。事務局、お願いします。

《逸見総務部次長》

答申をまとめていただきましてありがとうございます。

字の区域及び名称の変更につきまして、今後の進め方について申し上げます。

本日、答申をまとめていただきましたので、後日、会長から市長に答申書を渡していただきます。

その日程については、平成27年8月5日（水）を予定しております。

なお、答申書の写しは皆様に8月5日（水）以降送付します。

また、最終案（成案）が決まりましたら皆様にお伝えします。

その後、市議会に上程するための議案図書類の作成を行い、平成27年度12月又は3月議会の市議会に議案を上程してまいります。市議会の議決を経まして、正式決定となります。

なお、変更に伴う手続につきましては、議決後、準備・周知期間を経て土地区画整理事業の換地処分終了以降となります。

皆様へ周知させていただく時期がまいりましたら、皆様のお力をお借りするようになると思いますので、宜しく願いいたします。

最後になりますが、山崎会長及び大貫職務代理者をはじめ各委員の皆様には、貴重なお時間を割いていただき、答申をまとめていただきましたことに対しまして心から感謝申し上げます。

ありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

《山崎会長》

それでは、審議してまいりました字の区域及び名称の変更についての最終決定は、市議会での議決であるということでございます。

さて、本審議会におきましては各委員の皆様のご協力により、当初案に対する諮問及び答申についての審議を平成25年度に3回、事業変更に伴う修正案に対する諮問及び答申についての審議を平成27年度に2回開催しました。全5回の審議を経て、西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更について答申をまとめることができました。我々といたしましては、本審議会の答申のとおり決定されることを願うところでございます。

その間、委員各位におかれましては、それぞれの地域の意見集約等ご苦勞なされたことと存じます。多大なるご支援・ご協力をいただきまして、心から御礼申し上げます。最後にはなりますが、新たな字名が流山市民に親しまれることを切に願いまして結びといたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。